

議案第 1 1 9 号

小松島ステーションパーク設置条例を廃止する条例について

小松島ステーションパーク設置条例(平成 5 年小松島市条例第 1 5 号)
を別紙のように廃止する。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島ステーションパーク設置条例を廃止する条例

小松島ステーションパーク設置条例（平成5年小松島市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小松島ステーションパーク設置条例（以下「廃止前条例」という。）第4条の規定により許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に小松島市都市公園条例（平成28年小松島市条例第1号）第9条の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者の施行日以後の使用に係る使用料の額は、廃止前条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものにあつては小松島市都市公園条例第26条第1項の規定による額、廃止前条例第4条第1項第2号に掲げる行為に係るものにあつてはなお従前の例による。